

# 平成31年 教育委員会

## 第5回 定例会 議事日程

平成31年3月26日（火）午後3時

### 第1 議 案

#### 【指導課】

- (1) 議案第3号「幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」

#### 【文化振興課】

- (1) 議案第4号「千代田区文化財保護審議会委員の委嘱」

### 第2 協 議

#### 【子ども総務課】

- (1) 千代田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則
- (2) 千代田区立児童・家庭支援センター処務規程の一部を改正する規程

#### 【学務課】

- (1) 千代田区立学校特別支援学級設置規則を廃止する規則

### 第3 報 告

#### 【指導課】

- (1) 平成30年度 学校生活アンケート（2回目）の結果（概要）
- (2) いじめ、不登校、適応指導教室の利用状況等（平成31年2月分）
- (3) 学校法律相談について

### 第4 その他

#### 【子ども総務課】

- (1) 教育委員会行事予定表
- (2) 広報千代田（4月5日号）掲載事項

議案第3号

幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則（平成12年千代田区教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">（扶養親族の認定等）</p> <p>第7条（現行に同じ）</p> <p>2 前項の場合において、教育委員会は、次に掲げる者を条例第11条第2項に規定する扶養親族として認定することができない。</p> <p>（1）その者の勤労所得、資産所得、事業所得その他の収入の合計額が年額<u>130万円</u>以上である者</p> <p>（2）（3）（現行に同じ）</p> <p>3（現行に同じ）</p> <p>第1号様式（第6条関係） 別紙参照</p>	<p style="text-align: center;">（扶養親族の認定等）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2 前項の場合において、教育委員会は、次に掲げる者を条例第11条第2項に規定する扶養親族として認定することができない。</p> <p>（1）その者の勤労所得、資産所得、事業所得その他の収入の合計額が年額<u>140万円</u>以上である者</p> <p>（2）（3）（略）</p> <p>3（略）</p> <p>第1号様式（第6条関係） 別紙参照</p>
<p style="text-align: center;">備 考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第1号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第7条第2項第1号の規定にかかわらず、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、この規則による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則第7条第1項の規定による認定を受けている扶養親族（幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年千代田区条例第35号）第11条第2項に規定する扶養親族をいう。）のうち同条例第11条第2項第4号に掲げる者（以下「扶養親族」という。）（以下「特定扶養親族」という。）の収入の合計額（改正後の規則第7条第2項第1号に規定する勤労所得、資産所得、事業所得その他の収入の合計額をいう。以下「収入の合計額」という。）が年額130万円以上140万円未満であり、当該特定扶養親族の収入の合計額が施行日以後引き続き年額130万円以上140万円未満である場合その他これに準ずる場合にあっては、平成31年度に限り、教育委員会は、特定扶養親族を扶養親族として認定するものとする。





議案 第 4 号

平成31年度・平成32年度千代田区文化財保護審議会委員の委嘱について

平成31年度・平成32年度の千代田区文化財保護審議会委員を下記の者に委嘱する。

記

	氏名	年齢	所属	専門	備考
1	谷川 章雄	65	早稲田大学人間科学部教授	考古学	再任 (平成元.4~)
2	谷口 貢	71	二松学舎大学名誉教授	民俗学	再任 (平成19.4~)
3	吉良 芳恵	70	日本女子大学名誉教授	日本史 (近現代史)	再任 (平成23.4~)
4	加藤 貴	66	早稲田大学教育学部非常勤講師	日本史 (近世史)	再任 (平成24.4~)
5	小野 良平	57	立教大学観光学部教授	記念物 (名勝)	再任 (平成27.4~)
6	山崎 鯛介	52	東京工業大学大学院准教授	建築史	再任 (平成27.4~)
7	荒川 正明	58	学習院大学文学部教授	美術工芸	新任

(任期：2019年4月1日～2021年3月31日)

議案第 号

千代田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

千代田区教育委員会事務局処務規則（平成3年千代田区教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

新（改正後）	旧（現行）
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第17条第2項の規定に基づき、千代田区教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織等に関し規定することを目的とする。</p> <p>（事務局の分課）</p> <p>第2条 事務局に次の部、課並びに係及び担当係長を置く。</p> <p>子ども部</p> <p>子ども総務課</p> <p>子ども総務係</p> <p>事業係</p> <p>子ども支援課</p> <p>運営支援係</p> <p>入園審査係</p> <p>子育て推進課</p> <p>子育て推進係</p> <p><u>公私連携担当係長</u></p> <p>手当・医療係</p> <p>子ども施設課</p> <p>施設係</p> <p>施設計画担当係長</p> <p>学務課</p> <p>学務係</p> <p>学校運営係</p> <p>給食担当係長</p> <p>特別支援教育係</p> <p>指導課</p> <p>事務係</p> <p>教職員人事係</p> <p>（部、課及び係の長等）</p> <p>第3条 （現行に同じ）</p> <p>2 （現行に同じ）</p> <p>3 事務局に参事、<u>副参事及び主任指導主事</u>を置くことができる。参事、<u>副参事及び主任指導主事</u>は、委員会がこれを命ずる。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第17条第2項の規定に基づき、千代田区教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織等に関し規定することを目的とする。</p> <p>（事務局の分課）</p> <p>第2条 事務局に次の部、課並びに係及び担当係長を置く。</p> <p>子ども部</p> <p>子ども総務課</p> <p>子ども総務係</p> <p>事業係</p> <p>子ども支援課</p> <p>運営支援係</p> <p>入園審査係</p> <p>子育て推進課</p> <p>子育て推進係</p> <p>手当・医療係</p> <p>子ども施設課</p> <p>施設係</p> <p>施設計画担当係長</p> <p>学務課</p> <p>学務係</p> <p>学校運営係</p> <p>給食担当係長</p> <p>特別支援教育係</p> <p>指導課</p> <p>事務係</p> <p>教職員人事係</p> <p>（部、課及び係の長等）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 事務局に参事及び<u>副参事</u>を置くことができる。参事及び<u>副参事</u>は、委員会がこれを命ずる。</p>

4～6 (現行に同じ)

(部長等の職責)

第4条 (現行に同じ)

(課長等の職責)

第5条 課長は、上司の命を受け、課の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

2 担当課長、副参事及び主任指導主事は、上司の命を受け、担当の事務を処理する。

第6条～第10条 (現行に同じ)

別表第1 (第3条関係) (現行に同じ)

別表第2 (第8条関係)

課	分掌事務
子ども総務課	(1)～(11) (現行に同じ) (12) <u>教育の広報及び教育行政に関する相談</u> に関すること。 (13)～(22) (現行に同じ)
子ども支援課	(1)～(7) (現行に同じ)
子育て推進課	(1) (現行に同じ) (2) 子どもが健やかに育つための環境の確保に関する条例の推進に係る総合調整に関すること。 (3)～(5) (現行に同じ) (6) <u>児童及びひとり親家庭等の医療費の助成</u> に関すること。 (7)～(10) (現行に同じ)
子ども施設課	(1)～(7) (現行に同じ)
学務課	(1) (現行に同じ) (2) <u>就学援助等</u> に関すること(幼稚園を除く。) (3)～(12) (現行に同じ) (13) <u>就学支援委員会</u> に関すること。 (14)～(16) (現行に同じ)

4～6 (略)

(部長等の職責)

第4条 (略)

(課長等の職責)

第5条 課長は、上司の命を受け、課の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

2 担当課長及び副参事は、上司の命を受け、担当の事務を処理する。

第6条～第10条 (略)

別表第1 (第3条関係) (略)

別表第2 (第8条関係)

課	分掌事務
子ども総務課	(1)～(11) (略) (12) 教育の広報に関すること。 (13)～(22) (略)
子ども支援課	(1)～(7) (略)
子育て推進課	(1) (略) (2) 子どもが健やかに育つための環境の確保に関する条例の推進に係る総合調整に関すること。 (3)～(5) (略) (6) <u>幼児及びひとり親家庭等の医療費の助成</u> に関すること。 (7)～(10) (略)
子ども施設課	(1)～(7) (略)
学務課	(1) (略) (2) <u>教育扶助等</u> に関すること(幼稚園を除く。) (3)～(12) (略) (13) <u>就学委員会</u> に関すること。 (14)～(16) (略)

指導課	(1)～(18) (現行に同じ)	指導課	(1)～(18) (略)
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>			

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 号

千代田区教育委員会訓令第 号

児童・家庭支援センター

千代田区立児童・家庭支援センター処務規程（平成19年千代田区教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

年 月 日

千代田区教育委員会

新（改正後）	旧（現行）
<p>第1条～第2条（現行に同じ） （分掌事務）</p> <p>第3条 センターの事務事業は、次のとおりとする。 （現行に同じ）</p> <p>2 前条の各係等は、前項の事務事業を次のとおり分掌し、協働して実施するものとする。</p> <p>子育て事業係 （1）～（14）（現行に同じ）</p> <p>子ども家庭相談係 （1）～（9）（現行に同じ）</p> <p>児童相談所準備担当係長 <u>（1） 児童相談所の開設準備に関すること。</u></p> <p><u>（2） 児童相談所に類する事務のうち、所長が必要と認めること。</u></p> <p>児童センター係 （1）～（6）（現行に同じ）</p> <p>発達支援係 （1）～（4）（現行に同じ）</p> <p><u>（5） 障害児ケアプランに関すること。</u></p> <p>第4条～第12条（現行に同じ）</p>	<p>第1条～第2条（略） （分掌事務）</p> <p>第3条 センターの事務事業は、次のとおりとする。 （略）</p> <p>2 前条の各係等は、前項の事務事業を次のとおり分掌し、協働して実施するものとする。</p> <p>子育て事業係 （1）～（14）（略）</p> <p>子ども家庭相談係 （1）～（9）（略）</p> <p>児童相談所準備担当係長 児童相談所の開設準備に関すること。</p> <p>児童センター係 （1）～（6）（略）</p> <p>発達支援係 （1）～（4）（略）</p> <p>第4条～第12条（略）</p>
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

教育委員会資料  
平成 31 年 3 月 26 日  
学 務 課

千代田区立学校特別支援学級設置規則を廃止する規則

千代田区立学校特別支援学級設置規則（昭和 41 年 3 月教育委員会規則  
第 25 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

# 千代田区における特別支援教育の実施にかかる基準等について

## 1 目的

特別支援教育の実施について、基本事項を定める。

## 2 特別支援学級の種別、設置校

特別支援学級の種別	設置校
特別支援学級（知的障害）	千代田小学校、麴町中学校

## 3 通級による指導の種別、設置校等

通級による指導の種別	設置校	
通級指導学級（言語）	千代田小学校	
特別支援教室（情緒）	拠点校	巡回校
	九段小学校 番町小学校 千代田小学校 和泉小学校 神田一橋中学校	富士見小学校 麴町小学校 お茶の水小学校 昌平小学校 麴町中学校 九段中等教育学校

## 4 対象となる児童等の判断基準（文科省通知）

裏面のとおり

## 5 就学先の決定

障害の状態、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的な見地からの意見、学校や地域の状況等を総合的に勘案し教育委員会が行うものとし、可能な限り保護者の意向を尊重するものとする。

## 6 実施日

平成31年4月1日

表 特別支援学校・特別支援学級・通級による指導の対象となる障害種と程度

	特別支援学校	特別支援学級	通級による指導
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの	【弱視者】拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの	【弱視者】拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの	【難聴者】補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度のもの	【難聴者】補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
知的障害者	一 知的発達の変滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の変滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	知的発達の変滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも	
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの	補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のもの	肢体不自由の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき一部特別な指導を必要とする程度のもの
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの	一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの	病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき一部特別な指導を必要とする程度のもの
言語障害者		口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達遅れがある者、その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。)で、その程度が著しいもの	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達遅れがある者、その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。)で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
自閉症者		一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも 二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも	自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
情緒障害者			主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
学習障害者			全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの
多動性障害者 注意欠陥者			年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの
法等根拠	学校教育法施行令22条の3	「756号通知」及び「1178号通知」	

平成30年度 学校生活アンケート（2回目）の結果（概要）

本区において小学4年生以上の全児童・生徒を対象に（一部希望の学校は小学校1～3学年も実施）ハイパーQUを実施している。この調査は、学級満足度尺度（いごちのよいクラスにするためのアンケート）と学校生活意欲尺度（やる気のあるクラスをつくるためのアンケート）、ソーシャルスキル尺度により構成されており、児童・生徒一人一人についての理解とその対応方法、学級集団の状態と今後の学級経営の方針を把握することができる。今回は、11月～12月に各校で行った2回目（番町小学校、昌平小学校は未実施）の結果について、概略を報告する。

I 学級満足度尺度結果

B群	A群
C群	
要支援群	D群

トラブルやいじめなどの不安がなくリラックスできている（被害者得点）と、自分が級友から受けいれられ、考え方や感情が大切にされていると感じられる（承認得点）を座標軸化し、下の四つのタイプに分けて理解する。

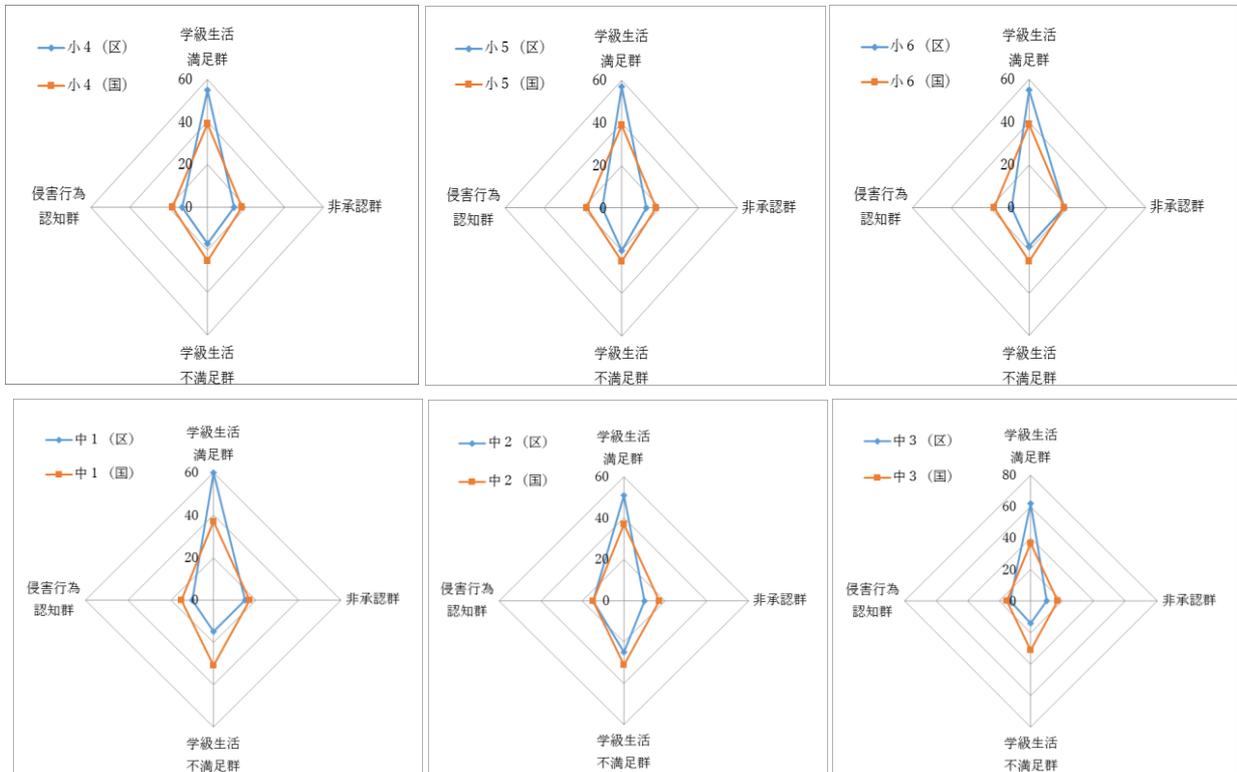
学級生活満足群（A）・・・学級内に自分の居場所があり、学校生活を意欲的に送っている  
 侵害行為認知群（B）・・・いじめや悪ふざけを受けているかトラブルがある可能性が高い  
 学級生活不満足群（C）・・・いじめや悪ふざけを受けているか、非常に不安傾向が強い

不登校のリスクが高い

※要支援群・・・・・・・・・・不満足群の中でも、いじめ被害や不登校になる可能性がとても高く、早急に個別対応が必要な状態

非承認群（D）・・・いじめや悪ふざけを受けてはいないが、学級内であまり認められていない

II 本区の学級満足度尺度結果（小4年～中・中等3年）



小学校

(単位は%、端数があるため合計は100にならないことがある)

	学級生活満足群			非承認群			学級生活不満足群			侵害行為認知群		
	1回目	2回目	差異	1回目	2回目	差異	1回目	2回目	差異	1回目	2回目	差異
小4	49	55	△	12	14	↓	22	17	△	17	13	↑
小5	58	57	↓	15	13	↑	16	20	↓	11	10	↑
小6	57	55	↓	14	18	↓	20	18	↑	9	9	=

中学校・中等教育学校（前期課程）

	学級生活満足群			非承認群			学級生活不満足群			侵害行為認知群		
	1回目	2回目	差異	1回目	2回目	差異	1回目	2回目	差異	1回目	2回目	差異
中1	67	60	▼	13	15	↓	11	15	↓	9	10	↓
中2	53	51	↓	14	10	↑	19	25	▼	13	15	↓
中3	62	62	=	11	10	↑	13	14	↓	14	13	↑

※1回目に対して、↑△好転を、↓▼は悪化を表しています。(矢印は5%未満、△▼は5%以上の差異を表しています)。

【小学校】

- 学級生活満足度群：4年は6%の好転、5、6年は悪化。
- 非承認群：5年は好転、4、6年は悪化。
- 学級生活不満足度群：4年は5%の好転。5、6年は悪化。
- 侵害行為認知群：4、5年は好転。6年は変化なし。

【中学校】

- 学校生活満足度群：1、2年は悪化。3年は変化なし。特に1年は7%の悪化。
- 非承認群：2、3年は好転。1年は悪化。
- 学級生活不満足度群：1～3年のいずれも悪化。特に2年は6%の悪化。
- 侵害行為認知群：1、2年は悪化。2年は好転。

【考察】

- 小学校、中学校・中等教育学校ともに全ての学年において、「学級生活満足度群」は全国平均を上回っている。
- 小4は「学級生活不満足度群」、「侵害行為認知群」が減少し、「学級満足度群」に移行したのではないかと。ただし、調査した11学級のうち、「親和的型」が4学級あった一方で、「不安定型」は7学級あった。
- 小5「非承認群」、「侵害行為認知群」が減少しているが、「学級生活不満足度群」が増加しているため、学級経営状況が悪化している可能性がある。また、調査した13学級のうち「ゆるみ型」が1学級あり、5学級が「不安定型」の学級となっている。
- 小6「学級生活満足度群」が減少し、「非承認群」及び「侵害行為認知群」が増加している。しかし、「学級生活不満足度群」も減少している。調査した11学級のうち、「不安定型」は4学級あった。
- 中学校・中等教育学校はいずれの学年も、「学級生活満足度群」が変わらないか減少し、「学級生活不満足度群」が増加している。特に2年生では、「要支援群」の生徒も多い。いじめやトラブルが発生している可能性がある。「不安定型」の学級も2年生で7学級あった。

いじめ、不登校、適応指導教室の状況(平成31年2月末の報告)

教育委員会資料  
平成31年3月26日  
指 導 課

校種	学年	いじめ報告数			不登校者数			適応指導教室利用数	
		今月未解消	今年度解消(転出含む)	今年度累計	今月不登校者	今年度学校復帰(転出含む)	今年度累計	今月利用数	先月利用数
小学校	1年	1	1	2	1		1		
	2年		1	1	2		2		
	3年	1 (+1)	4	5	4 (+1-1)	1 (+1)	5		
	4年	5 (+1)	2	7	8 (+3)		8		
	5年	7	3	10	5	1	6	2	2
	6年	4	1	5	9 (+1)		9		
中・中等(前期)	1年	1	3	4	7		7		
	2年				9 (+1)		9		
	3年	0 (-1)	2 (+1)	2	19		19	2 (+1)	1
中等(後期)	4年				2		2	/	
	5年				1		1		
	6年				5		5		
計	合計	19 (+2-1)	17 (+1)	36	72 (+6-1)	2 (+1)	74	4 (+1)	2

千代田区学校法律相談（※スクールロイヤー制度）の実施について

<目的>

千代田区立保育園、幼稚園・こども園、小学校、中学校及び中等教育学校における法的な問題に、弁護士が専門的立場から必要な指導助言を行う法律相談を実施し、学校運営の安定に資することを目的とする。

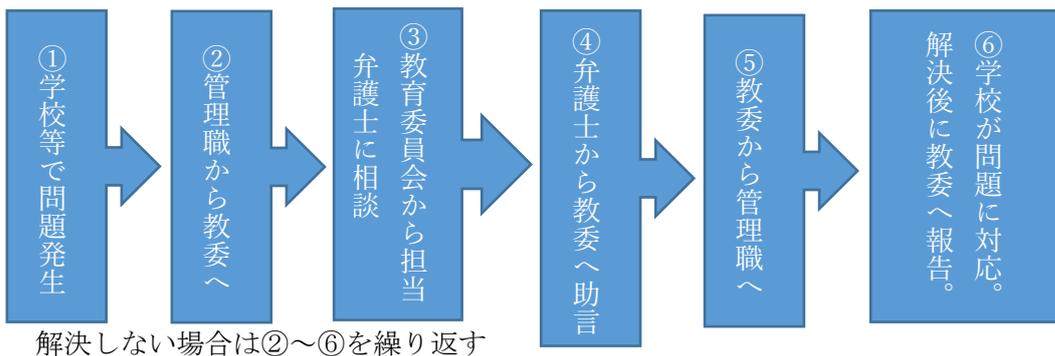
※スクールロイヤー制度とは

弁護士が学校側の代理人ではなく、第三者的な立場で子どもや保護者の事情を検討して、学校側に助言する制度。都道府県や政令市に限らず、どの自治体でも導入することができる。

<相談の流れ>

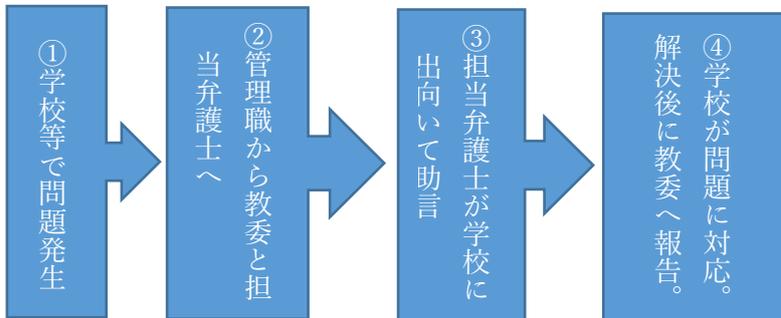
**現在**

担当弁護士2名。



**平成31年度から**

担当弁護士3名。



新制度では教育委員会を介さずに管理職と担当弁護士が直接やり取りできる。緊急の場合は電話での助言もあり得る。

# 教育委員会行事予定表

教育委員会資料  
平成31年3月26日  
子ども総務課

※ ◎印は教育委員出席予定行事 / ○教育長出席予定行事

月	日	曜	時刻	行事(事業名)	場所	備考
3	26	火	15:00～	教育委員会第5回定例会◎	教育委員会室(子ども総務課)	教育委員出席
3	27	水	9:00～ 11:00～	学童クラブバス遠足 読み聞かせ	西神田児童センター あい・ぼーと麴町	
3	28	木	10:00～	ふれあい体操	あい・ぼーと麴町	
3	29	金	14:00～	臨時教育委員会◎	区役所(教育委員会室)	教育委員出席
3	30	土				
3	31	日				
4	1	月	10:00～ 10:00～ 10:00～	わんぱくひろば新1年生オリエンテーション① 教育職員入区式 リトミック(2クラス)	富士見わんぱくひろば 401会議室 あい・ぼーと麴町	
4	2	火	10:00～	わんぱくひろば新1年生オリエンテーション②	富士見わんぱくひろば	
4	3	水				
4	4	木	10:00～	ふれあい体操	あい・ぼーと麴町	
4	5	金				
4	6	土	10:00～ 14:00～	神田一橋中学校(通信)始業式 神田一橋中学校(通信)入学式 九段中等教育学校始業式 九段中等教育学校入学式	神田一橋中学校 神田一橋中学校 九段中等教育学校 九段中等教育学校	教育委員出席 教育委員出席
4	7	日				
4	8	月	10:00～ 10:30～	区立小学校・中学校始業式 親子ヨガ 区立小学校入学式	区立小学校・中学校 あい・ぼーと麴町 区立小学校	教育委員出席
4	9	火	10:00～ 13:00～ 15:00～ 18:30～	区立幼稚園・こども園始業式 区立中学校入学式 手作りパン教室 教育委員会 青少年委員会第1回定例会	区立幼稚園・こども園 区立中学校 あい・ぼーと麴町 区役所(教育委員会室) 教育委員会室	教育委員出席 教育委員出席
4	10	水	14:00～ 10:00～	親子&キッズバレエ(3クラス) 区立幼稚園・こども園入園式	あい・ぼーと麴町 区立幼稚園・こども園	

# 教育委員会行事予定表

教育委員会資料  
平成31年3月26日  
子ども総務課

※ ◎印は教育委員出席予定行事 / ○教育長出席予定行事

月	日	曜	時刻	行事(事業名)	場所	備考
4	11	木	10:00～	校園長会	教育委員会室	
4	12	金	15:00～	入園・入学・進級おめでとう会	一番町児童館	
4	13	土	17:30～	天体観望会①(本校生徒対象)	九段中等教育学校	
4	14	日	9:00～	日曜開放	一番町児童館	
4	15	月	10:00～ 10:00～	ベビママの会 リトミック(2クラス)	一番町児童館 あい・ぼーと麴町	
4	16	火	13:30～	九段中等教育学校開校記念日 新1年生歓迎会	九段中等教育学校 いずみこどもプラザ	
4	17	水	10:45～ 10:45～ 14:30～ 下校時	オリエンテーション合宿①(九段中等 4/19まで) よちよちタイム「ベビーマッサージ」 よちよちタイム(親子ヨガ) 入学・進級おめでとう会 子どもの安全・安心一斉パトロール	千葉県南房総市 神田児童館 四番町児童館 西神田児童センター 全区立小学校	
4	18	木	10:00～	ふれあい体操	あい・ぼーと麴町	
4	19	金	10:30～ 13:30～ 14:00～ 14:45～	子育てサポート利用会員登録説明会 スクリーンシネマ ヘッドマッサージ 体操クラブ開始(年間29回)	あい・ぼーと麴町(児童・家庭支援センター) いずみこどもプラザ あい・ぼーと麴町 西神田児童センター	
4	20	土	10:00～	おもちゃの病院	あい・ぼーと麴町	
4	21	日	9:00～	児童館日曜開放 公立中高一貫校を知る会	四番町児童館 都立白鷗高校	
4	22	月	9:00～ 10:00～ 10:00～ 11:00～	オリエンテーション合宿②(麴町中 4/24まで) 学校経営方針説明会◎ ベビママの会 親子ヨガ 親子リトミック	千葉県南房総市 404会議室 一番町児童館 あい・ぼーと麴町 西神田児童センター	教育委員出席
4	23	火	9:00～ 11:00～ 15:00～	学校経営方針説明会◎ よちよちタイム ベビーマッサージ 教育委員会	404会議室 西神田児童センター 区役所(教育委員会室)	教育委員出席 教育委員出席
4	24	水	10:30～ 10:45～ 14:00～ 14:00～ 14:30～ 14:30～	オリエンテーション合宿③(神田一橋中 4/26まで) 親子ヨガ(5回J-入) よちよちタイム(ベビーマッサージ) 入園・入学・進級おめでとう会 親子&キッズバレエ(3クラス) 入学・進級おめでとう会 入学・進級おめでとう会	千葉県南房総市(指導課) 西神田児童センター 四番町児童館 神田児童館 あい・ぼーと麴町 西神田児童センター 四番町児童館	

「広報千代田」  
4月5日号広報原稿一覧

子ども部・地域振興部（文化振興課、生涯学習・スポーツ課）30件

課	件名	事業の概略	とき	会場	主催者	
			開催日・開催期間	住所は区立施設以外のみ記入	区以外が主催のとき	
1	子ども総務課	5月11日(土)親子で船に乗ろう 親子10組20名を招待	周遊船に乗りながら、歴史を再発見し、未来について考える	5月11(土)9時30分～12時	屋形船三浦屋／ コース=浅草橋 →隅田川→晴海運河	神田川船の会
2	子ども総務課	「ひがた探検隊」参加者募集	青少年委員会が「ひがた」をテーマにしたプログラムを開催する。	ひがた探検隊 ①6月9日(日)、 ②7月15日(祝・月)、 ③11月10日(日)、 ④2月2日(日) 説明会 5月18日(土)	東京湾近辺 (千葉県木更津市方面)	青少年委員会
3	児童・家庭支援センター	東京都子育て支援員研修の受講者募集	子育て支援員養成研修(第1期)	申込締切=4月25日(火)	募集要領配布=子ども支援課	(公財)東京都福祉保健財団
4	児童・家庭支援センター	入学・入園・進級おめでとう会	児童館紹介館内ラリー	4月24日(水)14時30分～15時30分	西神田児童センター	
5	児童・家庭支援センター	入園・入学・進級おめでとう会	児童館の探検や楽しいゲームを行う。	4月24日(水)14時～15時	神田児童館	
6	児童・家庭支援センター	親と子のプログラム ベビママの会	赤ちゃんとお母さんが参加できる初めての交流会	5月21日(火)・28日(火)10時～12時	四番町児童館	

# 「広報千代田」 4月5日号広報原稿一覧

子ども部・地域振興部（文化振興課、生涯学習・スポーツ課）30件

課	件名	事業の概略	とき	会場	主催者	
			開催日・開催期間	住所は区立施設以外のみ記入	区以外が主催のとき	
7	児童・家庭支援センター	入園・入学・進級おめでとう会	楽しいゲームを行う	4月24日(水)14時30分～15時30分	四番町児童館	
8	児童・家庭支援センター	入園・入学・進級おめでとう会	新しいお友達とみんなで楽しいゲームに参加	4月12日(金)15時～16時	一番町児童館	
9	指導課	特別区(東京23区)の区立幼稚園教員採用選考	①区立幼稚園教員採用候補者を募集する ②区立幼稚園教諭の妊娠出産休暇・育児休業取得者の補助教員候補者を募集する	①5月7日・8日 ②6月3日・4日	特別区人事・厚生事務組合教育委員会事務局人事企画課採用選考担当	
10	児童・家庭支援センター	親と子の絆プログラム ノーバディーズ・パーフェクト	お子さんと離れ、ママ同士で子育ての悩みや困りごとを話し、自分らしい子育て方法を見つける	5月9日～6月13日の毎週木曜(全6回)10時～12時	西神田児童センター	
11	文化振興課	内幸町ホール自主事業 樋口一葉お誕生日公演 「たけくらべ」「十三夜」 区民招待10名	樋口一葉生誕地での誕生日公演「たけくらべ」「十三夜」区在住・在勤者各回10名ご招待	2019年4月26日(金) 〆切	千代田区立内幸町ホール	
12	文化振興課	千代田区指定文化財の指定	4月1日付で指定した「杉山鶏児書「大日本帝国憲法奉祝文」及び河鍋暁斎筆「舞楽蘭陵王図幕絵」」の紹介			
13	文化振興課	図書館評議会委員の募集	第7期千代田区図書館評議会委員の公募区民の募集	4月25日(木)必着		

# 「広報千代田」 4月5日号広報原稿一覧

子ども部・地域振興部（文化振興課、生涯学習・スポーツ課）30件

課	件名	事業の概略	とき	会場	主催者
			開催日・開催期間	住所は区立施設以外のみ記入	区以外が主催のとき
14 文化振興課	内田嘉吉が愛読した米国雑誌～『The American monthly review of reviews』と『National Geographic』	20世紀初頭、内田嘉吉がどのように海外の情報に接していたのかを知ることができる2誌を紹介	4月16日(火)～6月30日(日)	日比谷図書文化館	日比谷図書文化館
15 文化振興課	文化事業の経費を一部助成(文化事業助成)	区内で活動する文化団体を対象に、公演や展示活動に係る経費を助成	申請受付期間＝4月8日(月)～5月31日(金)		
16 生涯学習・スポーツ課	講座・講習会 バウチャー制度申請ガイドブック(後期)を配布	講習会バウチャー制度の申請ガイドブック(前期)の配布を行う			九段生涯学習館
17 生涯学習・スポーツ課	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会気運醸成事業への補助	東京2020大会開催に向けた気運醸成事業について、区から補助金を交付する			
18 生涯学習・スポーツ課	はじめてのバレエエクササイズ I	中学生を除く15歳以上の方を対象に、バレエエクササイズ教室を開催する	5月12日～6月30日の毎週日曜(全8回)14時～15時	スポーツセンター	スポーツセンター
19 生涯学習・スポーツ課	アクアビクス教室(前期)	中学生を除く15歳以上の方を対象に、アクアビクス教室を開催する	5月10日～6月28日の毎週金曜(全8回)18時30分～19時30分	神田さくら館	スポーツセンター
20 生涯学習・スポーツ課	リズムシェイプアップ&チビッコ体操 I	3歳以上の未就学児(保護者同伴)を対象に体操教室、また、中学生を除く15歳以上の方を対象にリズムシェイプアップ教室を開催する	5月8日～7月10日の毎週水曜(全10回)14時30分～15時45分	スポーツセンター	スポーツセンター

# 「広報千代田」 4月5日号広報原稿一覧

子ども部・地域振興部（文化振興課、生涯学習・スポーツ課）30件

課	件名	事業の概略	とき	会場	主催者
			開催日・開催期間	住所は区立施設以外のみ記入	区以外が主催のとき
21	生涯学習・スポーツ課 「成人の日のつどい」新成人企画運営委員を募集	平成32年の成人式の企画・運営を行う新成人を募集する			
22	生涯学習・スポーツ課 テニス講習会(前期)	区内在住者を対象に、テニス講習会を開催する	5月8日～6月5日の毎週水曜(全5回)10時～12時	外濠公園総合グラウンド	千代田区体育協会
23	生涯学習・スポーツ課 卓球新人優勝大会兼春季優勝者大会	区内在住・在学の中学、高校生または千代田区卓球連盟加入者を対象に、卓球大会を開催する	5月12日(日)9時～	スポーツセンター	千代田区体育協会
24	生涯学習・スポーツ課 水泳講習会(前期)	中学生を除く15歳以上の区内在住・在勤・在学者を対象に、水泳講習会を開催する	5月8日～6月5日の毎週水曜(全5回)18時45分～20時15分	スポーツセンター	千代田区体育協会
25	生涯学習・スポーツ課 子ども水泳教室(前期)	区内在住・在学の小学生を対象に、水泳教室を開催する ①小学1・2年生②小学3年～6年生	5月13日～6月10日の毎週月曜(全5回)①14時45分～16時②15時45分～17時15分	ちよだパークサイドプラザ	千代田区体育協会
26	生涯学習・スポーツ課 第11回千代田区ゴルフ協会 夏季大会	区内在住・在勤者を対象に、ゴルフ大会を開催する	6月4日(火)7時30分アウト・イン同時スタート(雨天決行)	若洲ゴルフリンクス(江東区若洲3-1-2)	千代田区体育協会
27	生涯学習・スポーツ課 千代田区剣道大会(個人)	剣道5段以下の区内在住・在勤・在学者を対象に、剣道大会を開催する	7月14日(日)10時～	スポーツセンター	千代田区体育協会

# 「広報千代田」 4月5日号広報原稿一覧

子ども部・地域振興部（文化振興課、生涯学習・スポーツ課）30件

課	件名	事業の概略	とき	会場	主催者
			開催日・開催期間	住所は区立施設以外のみ記入	区以外が主催のとき
28	生涯学習・スポーツ課 町会や企業の研修に 出前講座「ほりばた塾」	区職員が無料(原則)で区の取り組みや職務に関する専門知識を解説する			
29	生涯学習・スポーツ課 2019年家庭教育学級「家庭で知りたいあれ・これ・それ・どれ」	区内在住・在勤・在学者又は区内在学の児童・生徒の保護者を対象とし、家庭教育学級の各コースを実施する	別表のとおり	九段生涯学習館	九段生涯学習館
30	生涯学習・スポーツ課 すばすたちよだクラブスタディ(文化学習)プログラム	ハンドメイドと料理のプログラムを実施する ①ワンプレートのかんたん夜おそごはん ②みんながときめくお手軽スイーツ ※「スポスタちよだクラブ」入会希望者周知も掲載	①5月9日(木)19時～20時50分 ②5月23日(木)18時30分～20時30分	九段生涯学習館	九段生涯学習館